

第8回2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会での 議論を受けた指摘事項の整理について

【指摘事項①】

『環境教育指導資料(*)』そのものの存在を知らない教員がいるのではないか。あるいは資料の存在は知っているが、活用できる内容となっておらず使用されていないという現状があるのではないか。

○ご指摘の環境教育指導資料の配布状況を国立教育政策研究所に確認したところ各都道府県の教育委員会、教育事務所、教育センター及び各市町村の教育委員会に配布しているとのこと。

なお、各学校へは無償配布ではなく、適宜市販のものを買っていただいている。

○環境教育指導資料は、学校における環境教育の推進に資することを目的として作成された教師用指導資料であるが、政府機関が作成した体系立った生徒向け資料としては、例えば「こども環境白書」がある。こちらは都道府県及び市町村の教育委員会、国立大学附属小学校・中学校、私立小学校・中学校等に配布している。

その他、環境省総合環境政策局環境教育推進室で運営している環境教育・環境学習のデータベースである「eco学習ライブラリ」において各種教材等を掲載しているところ。「eco学習ライブラリ」は、環境教育・環境学習を行う際に参考となる教材や情報等を掲載したデータベースで、アクセス数は平成23年度の一年間で287,153となっている。

(*) 学校における環境教育の意義と役割、学習指導要領における環境教育に関する内容の解説や指導の実践例を掲載した環境教育推進のための教師用指導資料。これまで文部科学省より中学校・高等学校編、小学校編、事例編の3冊が発行。

○「eco学習ライブラリ」のURL

<http://eeel.go.jp/300.html?publisher%5B2%5D=2&search=%E7%B5%9E%E3%82%8A%E8%BE%BC%E3%82%80>

※子どもが直接使用できる教材のみならず、指導者向けの子ども用教材も含まれている。また、全てを網羅しているわけではない。

【指摘事項②】

小学校の教科書の中に、環境に関連する記述が見あたらないのではないか。

○教科書の内容の詳細は把握してないが、文部科学省において、平成18年に「教育基本法」の改正及び平成19年に「学校教育法」が改正され、新たに「環境の保全に寄与する態度を養うこと」や「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度を養うこと」が規定されたところである。また、これらを踏まえて改訂された新学習指導要領では、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実が図られたところ。新学習指導要領は平成21年より順次実施されており、新しい教科書においては少なからず環境に関連する記述は出てくると思われる。

[環境教育分野における環境省と文部科学省の連携について]

○前述の「eco学習ライブラリー」は、文部科学省とも連携しながら実施しているところ。また、環境省・文部科学省が主催となり、平成15年度～22年度にかけ、教員及び地域の環境教育リーダーを対象とした「環境教育リーダー研修」を実施。24年度についても研修を実施予定。